

気の抜けない一年の始まり

元日に発生した能登半島地震。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また2日には日航機と海保機の衝突炎上事故が発生し、連日、ご家族・ご友人等を心配され、気が気でない日を過ごされた方もおられると思います。年始より心痛むニュースが続いていますが、一日も早く日常を取り戻せることを願うばかりです。

さて、私たち中小業者の取り巻く環境は、止まらない物価高騰、消費経済の低迷と依然厳しい状況です。加えて建設業、運送業等の「2024年問題」、相次ぐ大手企業の不正問題発覚で、サプライチェーンの影響も計り知れない状況です。また国際情勢も依然緊張状態が続きます。

2024年は政治、経済、税制の変化の年に

そして「政治とカネ」の問題。事業者にはインボイス制度導入を強行しておきながら、財界言いなりで、都合のいい岸田政権に国民の怒りは渦巻いています。

インボイス制度、電子帳簿保存法、税務相談停止命令制度など、様変わりする税制・税務行政を学び合い、「税の在り方と使い道」を正し、生業や暮らしの繁栄をめざす活動を強化し、国民・中小業者の困難打開に向け共に力を合わせ頑張りましょう。

どうぞ、本年もよろしく願い申し上げます。

能登半島地震に関して民商・全商連も災害支援活動が本格化してまいります。重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



◆月曜班会(おしゃべり&学習会) 開催中 !

毎週月曜日 14:00~16:00

1月15日(月)から 再開します。

2022年10月から始まった「なんでもおしゃべり会」は、昨年「月曜班会」と称して、その時々 occurring している諸問題の情報を収集しながら、話し合う場になっています。また、インボイス制度、自治体補助制度なども学習してきました。民商らしく「集まって、話し合い、知恵を出し合う」集まりです。

税務用語、行政用語など、堅苦しい内容にならないよう、動画なども活用しながらこれからも随時開催します。当面は ・確定申告対策(準備) ・インボイス制度 ・電子帳簿保存法 を中心とした内容を予定していますので、お気軽にお越しください。



⇐ 昨年実施した、インボイス制度学習会の様子

事務所に車がたくさん止まっている時は、遠慮なく押しかけてみて下さい。

何か「いい話」が聞けるかもしれません。きっと愚痴も聞いてもらえるはずですよ😊

【2023年 主な活動の振り返り】

・江津市へ要望

2月 市内事業者の営業と市民生活を守る施策実施を求める要望書 提出

・議会陳情活動

3月江津市議会 中小事業者の物価・燃料高騰対策支援金創設を求める陳情

3月江津市議会 小規模事業者の融資利子補給金制度創設を求める陳情

6月江津市議会 電気料金高騰に係る事業者支援を求める陳情

6月川本町議会及び邑南町議会 インボイス制度実施延期を求める陳情

12月江津市議会 物価高騰における市内中小事業者および市民への支援に関する陳情

12月江津市議会 インボイス制度に関する相談窓口等の支援対策を求める陳情

陳情は市議会で趣旨説明を求められ、事業者の経営・住民の暮らしの実態等を述べてきましたが、すべて賛成少数で不採択となっています。

しかし、現在、江津市で実施されている「物価高騰、エネルギーコスト削減対策補助事業」は多少内容が異なりますが、事業者支援を求め続けてきたことが具現化されたものです。

確定申告の準備は出来ていますか？

2023（令和5）年分の所得税の確定申告期限は2024（令和6）年3月15日（金）、個人事業主の消費税の確定申告期限は2024（令和6）年4月1日（月）です。インボイス制度導入後の初めての確定申告は様々な混乱を予想しています。

国税庁はe-TAX等、申告納税のデジタル化を進める中、申告書類の発送も取りやめ、「確定申告のお知らせ」ハガキを郵送するなど確定申告方針を転換しています。また、インボイス登録事業者になり、初めて消費税申告する人には個別に連絡をし、対応している税務署もあります。国税庁・税務署からのお知らせ等には注意しておく必要があります。

今回の確定申告の変更点では、収支内訳書・青色申告決算書の「売上（収入）金額の明細」に取引先のインボイス番号の記入欄が追加されましたが、「記載は任意であり、登録番号の記載がなくても受け付ける。青色申告の取消などの不利益はない」と国税庁は答えています。

自主計算パンフレット2024 【別冊】

所得稅 確定申告書の書き方

2023(令和5)年分の主な変更点

- 扶養控除等が適用される国外居住親族の範囲が一部変更
これまでは16歳以上の国外居住者(非居住者)はすべて扶養控除の対象でしたが、30歳以上70歳未満は、「留学生」「障害者」「扶養者から38万円以上の送金を受けている」のうちいずれかに該当する場合に控除が適用されます。
- 申告書類の主な変更点
国税庁が公表している「令和5年分の確定申告書」を基に解説します。
- 第二表「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が削除されました
- 収支内訳書—売上先、仕入先のインボイス登録番号を記入する欄が追加されました。収支内訳書はその提出自体、任意です
- 青色申告決算書—売上先、仕入先のインボイス登録番号を記入する欄が追加されました(右のチェックポイント参照)

取引先のインボイス登録番号 「記載は任意」

収支内訳書と青色申告決算書にある売上先と仕入先の記入欄にインボイス登録番号の記入欄が追加されたことについてただした全商連に、国税庁は「記載は任意であり、登録番号の記載がなくても受け付けるし、青色申告の取り消しなど不利益はない」と答えています(2023年11月22日)。

青色申告決算書(令和5年分以降適用)より

自主計算パンフレットで
申告書の書き方や
納税額の計算方法をしっかり
身につけ、納税者の権利を守
りましょう

生命保険、火災・地震保険料控除証明書、各種社会保険料控除の証明なども揃っているか確認を！
紛失している場合は再発行の手続きをしておきましょう。

昨年10月に始まったインボイス制度。実務現場では日々混乱が生じており、国税庁のQ&Aも更に追加されました。全く生産性が無く、国民に負担ばかり押し付ける制度は廃止させるべきです。

消費税減税とインボイス制度を廃止させ、平和で笑顔で商売できる世の中にしましょう！